

第70号議案

春日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、育児休業の対象とならない職員の範囲等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、同条第2号中「昭和60年条例第4号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している職員」を「引き続き勤務をすることとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第10条第2号中「春日市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している職員」を「引き続き勤務をすることとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加え、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。